

平成24年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成24年2月16日

筑西広域市町村圏事務組合

平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月16日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集あいさつ	5
一般質問	8
1. 加茂幸恵君	8
報告第1号及び報告第2号 処分事件報告について	12
報告第3号 処分事件報告について	15
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	18
議案第2号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決	20
議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決	24
閉会中の継続審査の申し出について	32
閉 会	33

平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成24年2月16日（木）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 号 処分事件報告について
報告第 2 号 処分事件報告について
(2案一括上程)
- 日程第 4 報告第 3 号 処分事件報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例の一部改正について
議案第 3 号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
(3案一括上程)
- 日程第 7 議案第 5 号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
議案第 6 号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
(2案一括上程)
- 日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

2番	中川泰幸君	3番	田中隆徳君
4番	稲川新二君	5番	小島信一君
6番	真次洋行君	7番	稲葉里子君
8番	立川博敏君	9番	皆川光吉君
10番	潮田新正君	11番	増田昇君
12番	加茂幸恵君	13番	藤川寧子君
14番	堀江健一君	15番	榎戸甲子夫君
16番	秋山恵一君	17番	箱守茂樹君
18番	大木作次君	19番	池田二男君
20番	金子健二君		

欠席議員（1名）

1番 小高友徳君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	前場文夫君
副管理者	中田裕君	常任幹事	河田良一君
常任幹事	鈴木敏雄君	常任幹事	臼井典章君
会計管理者	中島秀人君	事務局長	中里仁君
事務局参事兼 企画財政課長	小島徳幸君	事務局 総務課長	水鉤博君
次長兼筑西 遊湯館長兼 きぬ聖苑場長	横田有司君	次長兼 県西総合公園 管理事務所長	近藤邦男君
環境センター 所長	赤野間敏雄君	消防本部長 消防	大和田邦一君
消防本部長 消防	吉原耕治君	筑西地域職業 訓練センター 所長	福田洋君
筑西市 秘書課長	新井善光君		

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務課 係	局長補佐 グループ 兼 務 長	須藤正明君
事務局総務課 総務グループ 主幹	豊口勝昭君			

◎開会の宣告

○議長（堀江健一君） おはようございます。

これより平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（堀江健一君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、1番、小高友徳君1名であります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堀江健一君） 初めに、会議録署名者を組合議会会議規則第73条の規定により、5番、小島信一君、15番、榎戸甲子夫君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（堀江健一君） 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（堀江健一君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。
古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第198号

平成24年2月16日

組合議会議長 堀江健一 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成24年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

報告第1号 処分事件報告について（和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて）

報告第2号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）
報告第3号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
議案第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例の一部改正について
議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第5号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
議案第6号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
以上でございます。

○議長（堀江健一君） これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（堀江健一君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月13日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、秋山恵一君。

〔議会運営委員長 秋山恵一君登壇〕

○議会運営委員長（秋山恵一君） おはようございます。

別件で恐縮とは思いますが、一言ご報告をさせていただきたく存じます。昨日の私の会派の百目鬼副議長の訃報には、余りにも早いご逝去には痛恨のきわみであり、心からご冥福を申し上げる次第でございます。

ただいま次長の報告とほぼ同じような報告になりますが、議会運営委員会での決定事項を報告させていただきます。

平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月13日、筑西市正副議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は会期の決定についてであります。本日1日と決定いたします。

次に、日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、報告第1号 処分事件報告について及び報告第2号 処分事件報告についての2件を一括上程するものであります。

日程第4は、報告第3号 処分事件報告についてであります。

日程第5は、議案第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）であ

ります。

日程第6は、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例の一部改正についてから、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてまでの3案を一括上程するものであります。

日程第7は、議案第5号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第6号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程するものであります。

日程第8は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（堀江健一君） 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（堀江健一君） これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集あいさつ

○議長（堀江健一君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） おはようございます。

平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ、今定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、組合の事務事業について、若干のご報告を申し上げます。

まず、筑西遊湯館の第3四半期までの利用状況につきましては、利用者総数が15万4,140名で、前年度同期と比べまして4.5%増と、近年にない大きな伸びとなっております。大人からお子様まであらゆる階層で利用が増えており、集客イベントや利用割引キャンペーンの実施、水泳教室や運動プログラムの展開などが浸透してきたこと、あるいは東日本大震災やこれに伴う原発事故により、遠方への外

出を避ける人が増えたことなどによるものと思料いたしております。今後も、利用者確保のため、PR活動を強化し、充実した運動プログラムや各種イベントなどを展開して、利用しやすい施設のイメージアップに努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、テニス、ターゲットバードゴルフ、ヨガ、エアロビクス及びフラダンスの無料講座を実施し、利用促進を図るとともに、快適に利用いただけるよう植栽管理や環境美化等に努めております。

公園内の安全対策につきましては、昨年12月の下妻署管内の連続不審者報道の後、園内巡回を1日2回から当面7回に変更し、利用者の安全の確保に努めております。また、昨年3月の震災により、クラブハウス外壁のひび割れや体育室の天井板破損、受水槽の水漏れなどの被害を受けました。そのほか、経年劣化による雨漏りや、会議室の内装の破損もあり、茨城県筑西土木事務所において補修工事が行われ、1月30日に引き渡しを受けました。公園内の放射線量につきましては、原発事故以来、茨城県による測定が4回実施されておりますが、県内19カ所ある県営都市公園のうち最も低い値が計測されており、安心して小さなお子様を遊ばせることができる施設となっております。今後も、圏域住民の方々が安心して利用していただけるよう、茨城県とともに快適な維持管理に努めてまいります。

次に、環境センターの第3四半期までの利用状況につきましては、ごみの搬入量が4万6,440トン、昨年同期に比べまして、震災の影響により2.96%増えております。特に、陶器類やガラスなど不燃物の搬入が419トン、14.7%の増となっております。し尿の搬入量は、2万9,127トンと、昨年同期に比べまして2.2%の減少となっております。

また、原発事故による放射線の影響が懸念されることから、焼却灰などについて放射線量の測定を定期的に行っております。昨年6月の測定では、放射性セシウムが、熔融スラグと呼ばれる主灰で1キログラム当たり239ベクレル、焼却炉灰と呼ばれる飛灰で1キログラム当たり5,910ベクレルでございました。半年後の12月の測定では、主灰で1キログラム当たり65ベクレル、飛灰で1キログラム当たり1,363ベクレルと、約4分の1にまで線量が減少しております。

環境センターに関しましては、昨年7月に、栃木県小山市、下野市、野木町及び上三川町の2市2町で構成する小山広域保健衛生組合から、野木町にある生ごみリサイクル施設の建て替えに伴い、平成26年4月から2年間、小山広域圏の可燃ごみを当組合の環境センターにおいて処理できないかとの依頼を受けました。搬入量は、1日約4トン、年間1,000トン、合計2,000トンの処理要請であります。昨年10月に正副管理者会議において協議をし、また周辺自治会にも説明をし、ともに了承をいただいております。11月7日には、小山市長、野木町長から正式に要望書の提出を受けており、ごみ処理施設の能力に十分余裕があることから、受け入れる方向で進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、消防関係でございますが、火災・救急等の第3四半期までの状況につきましては、火災件数は103件で、昨年同期に比べまして26件増加しており、救急出動についても7,532件で、379件増加して

おります。住宅用火災報知機につきましては、昨年6月1日から、既存住宅を含めて設置義務が完全施行されました。引き続き関係機関と一体となって、設置促進を図ってまいります。また、車両の更新につきましては、総合整備10カ年計画に基づき、老朽化した結城南出張所の救急自動車を昨年12月に更新配備をいたしました。今後も、火災発生や救急出場に的確に対応するため、一層の訓練、研修を重ねてまいりますので、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

その他の事務事業につきましても、議員並びに関係各位のご協力のもと、順調に推移いたしておりますことをここにご報告し、併せて厚くお礼を申し上げます次第でございます。

続きまして、今定例会の提出議案の概要について申し上げます。

まず、報告第1号及び報告第2号は、消防車両の火災出場及び地水利調査の際に発生した交通事故に関し、相手方と和解が成立したので、これを報告するものでございます。

次に、報告第3号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものでございます。

次に、議案第1号は、人事院勧告及び茨城県人事委員会の勧告に伴う職員給与等の補正及び市町村職員共済の基礎年金拠出金に係る公的年金負担率の改正、並びに福祉センターに係る地方債の繰上償還をするための補正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号は、特定消防職員の再任用について、職員の再任用に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号は、消防本部が設置する委員会の委員に特別職の職員として日額報酬及び費用弁償を支給するため、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号は、地域手当の支給について、給与の特例に関する条例を改めて制定するものでございます。

次に、議案第5号は、平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでございます。総額61億5,059万1,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと6,673万5,000円、1.1%の減となっております。予算編成にあたり、歳入繰越金が1億6,000万ほど減額になり、歳出削減を図ったものの、その分を吸収できず、分賦金において4,700万円ほど歳入財源として依存しております。

次に、議案第6号は、平成24年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ741万1,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと176万4,000円、19.2%の減となっております。

これら平成24年度一般会計及び特別会計の予算の総額は61億5,800万2,000円で、前年度比6,849万9,000円の減でございます。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀江健一君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は3回まで、答弁を含め60分以内、質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、12番、加茂幸恵君。

〔12番 加茂幸恵君登壇〕

○12番（加茂幸恵君） 12番、加茂幸恵です。私は消防行政の重要性と実態について伺いたいと思います。この間の2回の定例会と、その後の直接お話を聞かせていただきました。私は改めて市民の生活と行政との関わりについて、特に広域行政の新たな分野を知ることができました。行政のどの部署も市民の暮らしになくはならないところです。その実態を知り、住民サービスが行き届くよう改善していくことが求められているという立場から質問をさせていただきます。前の議会で、特に消防業務の大切さと実態について、その深刻さに驚きました。今議会は予算議会でもあり、その改善がどう盛り込まれているかも含めて質問をいたします。

まず最初に、車両の更新計画ですが、消防ポンプ車、特に古い車があると伺っております。これを昨年は19年経過で新たに1台配置がされましたが、今後の計画について伺います。

それから、2点目に、特に定年退職等による職員の配置の適正化計画の現状と改善についてです。定年退職者が今後も続く中での採用計画について伺いますが、特に23年、昨年10月1日現在の答弁では272名ということでした。これを適正化計画の条例定数で見ると、実際は294名になっていないと。ところが、その状況に至っておらずに、22名の減となっております。この点についてどのような改善策を持っておられるか。

それから、もう一つは、これは294名というのは大量退職者に即応しての計画と伺っておりますが、前の議会で新たに答弁があったことは、消防活動の出場件数が非常に増えていると。この適正化計画をつくった当時、平成13年当時は5,793件が、22年度中は7,153件と1,360件の増加というふうに伺いました。併せて、救急活動が非常に高度化して、救急救命士の確保が必要だということや、各種研修や消防学校等への入校が必要となり、その期間の、研修期間の人員確保や訓練、あるいは若手育成など非常に人員が必要な状況も改めて出されました。現場指揮を行うための指揮隊の人員なども出されましたが、こういう中にありまして計画について伺います。

それから、2番目の3つ目ですが、救急車が新たに配置されたことによって4名の救命士の配置が必要だということがされてはいますが、これは新たな計画はどうなっているのでしょうか、この点について伺います。

そして、3点目に、こうした職員数の現状と、なお続く、先ほども言いましたが、定年退職に照らして、この基準に対しての充足率と改善策について改めて伺います。

それから、4点目に、消防職員の深刻な人員不足は余り知られていないのが実情だと思います。言葉が適当かどうか分かりませんが、新しい建物で、また制服に身を包んだ職員の皆さんがいることで、これだけで非常に安心感があり、当然それ相応の人員が確保されているのだと市民のだれもが多分思っていることと思います。私もその一人でした。この安心感は非常に大事なことだと思いますが、その実態を知る人は非常に少ないのではないかと思います。こうしたことで、もう少しこのPRあるいは消防業務その他の広域行政の仕事に関わる皆さんの誇りとか、そういうこともPRしていくべきではないかと思うのですが、こうしたことにどういう対応をされるかについて伺います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の1回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 加茂議員さんの一般質問にご答弁申し上げます。

車両、特にポンプ車、救急車の更新計画についてでございますが、現場の消防活動の3要素といえますと、人員、機械、水、こういうふうに言われております。機械に分類されます消防車両につきましては、市民の皆様様の安心、安全を確保するための消防業務を遂行する上で根幹をなすものであると認識しているところでございます。

このような中、車両更新計画につきましては、平成14年、消防施設整備10カ年計画を作成し、計画的整備を行ってまいりましたが、経済状況の低迷による構成市町村の財政状況や起債等を考慮しまして、平成19年、整備計画の見直しを実施しまして、耐用年数を3年から5年延長し、予算削減に努めると同時に、走行距離等を勘案しまして、配置換え等を実施しながら効率のよい運用に心がけているところでもございます。

なお、消防ポンプ自動車の耐用年数につきましては、15年から18年に、救急車につきましては7年から10年にそれぞれ3年間耐用年数を延長しております。このことから、当消防本部は救急車を10台保有しております。救急車につきましては、耐用年数が10年でございますので、毎年1台の更新をお願いしている現況でございます。

続きまして、定年退職等による職員の配置の適正化計画の現状と改善策ということでございますが、まず定年退職者が続く中での採用計画についてでございますが、団塊世代の大量退職が発生することから、当消防本部では平成12年5月に消防行政適正化委員会を設置しまして、平成14年から平成28年度にかけて消防職員の前倒し採用を実施しているところでございます。

退職者数でございますが、23年度が定年退職、勸奨退職、普通退職を含め8名が退職し、23年度から28年度にかけての合計退職者数は95名となります。これらに対処するため、構成市のご理解をいただきながら毎年10名前後の職員を採用してきたところですが、近年の組合構成市の財政状況の悪化を踏まえた新規採用職員の抑制も加わり、定数の確保が難しい状況となっております。また、来年度以

降の勧奨退職者も増えることも予想されるため、今後においても職員採用の前倒し計画に基づき、人員の確保を考慮するとともに、再任用制度を活用した職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、新規に配置する高規格救急車に対する救命士の養成及び配置についてでございますが、高規格救急車につきましては、圏域住民の皆様にも均等なる救急サービスを実施していく観点から、救命士の養成に併せ、順次各署、分署に配置して市民の皆様にも安心、安全を提供していただけますよう努力しているところでございます。

救急救命士の養成と高規格救急車の整備につきましては、茨城県が示す救急高度化整備計画第1期から第5期、いわゆる平成5年から平成23年度の計画に基づき推進を図ったところであります。さらに、今般、平成24年2月に示されました第6期救急高度化整備計画、平成24年度から平成26年度まででございますが、救急隊1隊当たり5人以上の救急救命士の配置が目標との数値に合致させるため、計画的な方策をとっているところでございます。

これら救急救命士の人員につきましては、当消防本部には現在35名の救急救命士が在籍しておりますが、毎年度2名の養成と、2名以上の有資格者採用により、計画終了年度には50名の救急救命士が在籍予定となり、10台の救急車に対し救命士の配置人員は1台当たり5人となる予定でございます。

高規格救急車につきましては、今年度結城南出張所に配置し8台、さらに平成24年度には関城分署に配置し、9台となる予定でございます。また、現時点では高規格救急車1台当たり救急救命士配置人員は4名で運用している現況でございます。

次に、訓練の高度化、技術の伝承、研修等の面から見た人員増の必要性についてでございますが、団塊の世代は多くの災害現場を経験し、長年にわたり培った知識と技術は組織にとって大変貴重な財産となっております。これらを補完するため、現在警防訓練技能管理基準による訓練を実施し、個人の技術能力を向上させている現況でございます。訓練の高度化や技術の伝承についての人員増は直接的には影響しませんが、日常業務や災害出場を行いながらの訓練時間の確保には若干の影響がある状況でもございます。長期にわたる研修やこれら訓練に対応するためには再任用職員の活用等が考えられますが、効率のよい業務の遂行や新採用職員の増員により対応したいと考えておるところでございます。

続きまして、地域の安全を築く上で欠かせない消防行政の役割の重要性と職員数の現状及びその充足率について並びに国の基準に照らしての改善策はとのご質問でございますが、私たちの消防機関は地域住民の生命、財産を守るという崇高な任務があるわけでございます。近年の消防需要は、少子高齢化や核家族化といった社会経済情勢の変化、または住民ニーズや消防の高度化により、数年前とは格段に違う消防サービスが行われておるわけでございます。一例を挙げますと、ドクターカーやドクターヘリの運用、1つの救急事案に対しての複数の救急車の出動や、救急車とポンプ車との連携出動など、住民のとうとい生命を守るために部隊運用も改善されているところでもございます。これらに

対応するために消防隊員や救急救命士等を研修させ、さらに高度な教育訓練を実施している現況でございます。

職員数につきましては、現在272名でございます。消防力の整備指針による必要人員は全体で432人でありまして、充足率は63%でございます。

なお、現場活動に従事する隊員は消防車両台数により350名が基準数でございますが、現在は216名で62%の充足率となっております。

これらに対応するための改善策としてでございますが、職員の高齢化と共通することになります。職員の再任用制度を活用する方法や組織再編を考慮した適切な人事配置、また導入消防車両等により有効人員を活用してまいりたいと考えております。

最後になりますが、職員不足や消防業務の現状を広報紙等により、一般住民に知らせていくことも大切であるというご質問でございますが、構成市のご協力により、随時市報等により予防業務の案内や救急車の適正利用並びにポンプ車と救急車による連携等の出場体制の周知等を掲載していただき、また筑西広域市町村圏事務組合の広報紙及びホームページにも防災情報や消防年報等を掲載しているところであります。今後におきましても、消防業務を一般の方々知っていただけるよう、さらに掲載内容等を検討し、広報してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 12番、加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） 非常に財政が厳しい中での運営でご苦労されていると思いますが、特に消防行政の重要性については、本当に皆さん、市民の人たちも大変感謝をしているところです。

今答弁をいただきましたが、特に定年退職等による職員の配置の問題ですが、今後前倒しでやっていくこと、あるいは再任用というのが何回か答弁の中に出てまいりました。その点で1点伺いますが、再任用は議案の中にも出されていると思いますが、これは制度としていつごろあったのか。そしてまた、どのぐらいの配置を再任用でやられていく計画にあるか。特に新採職員をとっていくこともとても大事なことだと思いますので、その割合等はもう計画にあるのかどうかについて伺います。

それから、職員の人員増の改善策として同じように言われましたが、組織編成という言葉も出てきましたけれども、これはどのような計画を持っておられるのかについても伺います。特にとうとい市民の命を守るという点から、高度な救急業務の、あるいは消防活動が今報告されまして、私もその点非常に大事なことだと伺いました。そういうことで、とりあえず2回目の質問とさせていただきます。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の2回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） まず、1点ですけれども、再任用制度の始まりということでございますが、これは平成14年、特に消防職員につきましては再任用制度ということで制度ができたわけでございますが、14年当時には一般消防職と言われる、階級で言いますと消防司令長以上の階級の

者を一般消防職員、その一般消防職員の再任用制度が平成14年でございます。その後には今度は消防司令以下の職員を特定消防職員というような名称で表記してはいますが、この一般消防職員の再任用につきましては、制度的には平成19年からその制度ができております。ただ、当組合におきましては、その19年当時には再任用というものは考えておりませんでしたので、その条例の中でもこの特定消防職員に関しましては条例化をしていなかったというような状況でもございます。そのような観点から、この後に議案ということで再任用の件について上程、提案させていただく予定でおります。そのようなことで、制度的には14年と19年にそういう制度ができていたというようなことでございます。

続きまして、再任用をどう活用するのかといいますと、計画の中では再任用を活用したいと考えているのが平成27年度から、同計画はそう作成されております。ですから、この再任用制度を活用してその人員の不足を補うというのは27年度から。ですから、24年、25年、26年度は特定消防職員の再任用制度は活用しなくても、今の人員の中で十分消防業務を完遂できるだけの人員はあり、このように考えているところでございます。

以上でございますが。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） 1点だけ漏れていた点で、改善策としての今後の組織編成はどういう計画があるのかという点、漏れていました。

○議長（堀江健一君） 消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 改善策としての組織の編成ということでございますが、今現在消防本部内には3署、5分署2出張所がございます。この辺のところを組織再編をしまして、最終的には3署、3分署、1出張所というふうなことで考えているところでございます。これらも組織再編となりますと大変な問題が発生してきますので、これらにつきましては、またこの後も検討をお願いするというところで上程を予定しておりますが、委員会を組織しまして、委員会の中で十分検討していただくというような方向で進んでいきたいと思っております。最終的には組織改善策としての1つの方法としては、3署、3分署、1出張所というふうな流れの中で検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） ありがとうございます。特別この後の質問はありませんが、特に人員の不足の点につきまして、今後新採とか再任用とかで対応されると思っておりますけれども、ぜひ職員の皆さんの勤労意欲と、それから市民、住民サービスが行き届くようにさらに奮闘をお願いしまして、質問とさせていただきます。答弁は結構です。

○議長（堀江健一君） 以上で一般質問を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号 処分事件報告について

○議長（堀江健一君） 次に、日程第3、報告第1号 処分事件報告について及び報告第2号 処分事件報告について、以上2件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 報告第1号 処分事件報告についてをご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記

和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて

（平成23年12月8日処分）

平成24年2月16日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者、吉澤範夫でございます。

これは、消防車両が火災出場の際、個人の所有する一時停止した乗用車に接触し、破損したため、示談の上、損害賠償金を支払うことをもって和解したものでございます。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分書の写しでございます。中ほどに記といたしまして、1、相手方、住所、栃木県真岡市久下田1505番地の2、氏名、大森ヒロ様でございます。

2、和解の方法、当組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3、損害賠償の額、11万2,509円。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

別 記

1 事故の種類 車両接触事故

2 事故の相手方

住 所 栃木県真岡市久下田1505番地2

氏 名 大 森 博 泰（和解の相手方の夫）

3 事故の概要

平成23年11月1日午後2時42分ころ、筑西市折本地内の市道において、本組合職員が火災発生場所へ向かうために緊急車両（救助工作車）を運転走行中、真岡鐵道真岡線の踏切付近で一時停止していた対向車両に接触し、相手方車両右後部を損傷したものでございます。

なお、当該事故の過失割合は、当組合10割でございます。

12月8日の示談ということで、議会を開くいとまがなかったために専決処分をさせていただいたのでございます。

引き続きまして、報告第2号 処分事件報告についてをご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（平成23年12月21日処分）

平成24年2月16日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者、吉澤範夫でございます。

これは、消防車両にて消火栓を調査する際、適切な場所に停車させようと後退したところ、停車中の個人の所有する乗用車に接触し、破損したため、示談の上、損害賠償金を支払うことをもって和解したものでございます。

裏面をお開き願いたいと存じます。専決処分書の写しでございます。中ほどに記といたしまして、

- 1、相手方、住所、桜川市真壁町白井1568番地、氏名、告友之様。
- 2、和解の方法、当組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。
- 3、損害賠償の額、13万8,710円でございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

別記

- 1 事故の種類 車両接触事故
- 2 事故の相手方
住 所 桜川市真壁町白井1568番地
氏 名 告 しょう子（和解の相手方の母）
- 3 事故の概要

平成23年11月26日午後2時30分ころ、桜川市真壁町白井地内において、本組合職員が地水利調査を実施中、消火栓の調査をする際、消防車両（消防ポンプ車）を適切な場所に停車させようと後退したところ、後方で停車していた車両に接触し、相手方車両前部を損傷したものでございます。

なお、当該事故の過失割合は、当組合10割でございます。

12月21日の示談ということで、議会を開くいとまがなかったために専決処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

◎報告第3号 処分事件報告について

○議長（堀江健一君） 次に、日程第4、報告第3号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

中里事務局長。

〔事務局長 中里 仁君登壇〕

○事務局長（中里 仁君） 報告第3号についてご説明を申し上げます。

報告第3号 処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求めます。

記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（平成23年11月30日処分）

平成24年2月16日提出、管理者でございます。

まず、改正の概要についてご説明を申し上げます。今回の条例改正は、平成23年度人事院勧告及び茨城県の人事委員会の勧告に基づき職員の給与月額の改定を実施するため、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例など3つの条例を改正するものでございます。

概要を申し上げます。まず、第1点でございますが、人事院勧告等に基づき職員の給与月額を引き下げるものでございます。今回は主に中高齢者層の給与月額の引き下げをするもので、給与月額から平均0.28%減額となります。

第2点は、やはり人事院勧告等に基づき、平成18年度から平成21年度までの4年間、給与構造改革として昇給抑制を行ってまいりました。42歳未満の若年中堅者層の職員に対し、平成21年1月1日に抑制を受けた昇給1号給について、平成24年の4月1日に1号給を回復措置を行うものでございます。

第3点でございますが、住居手当を改定するものでございます。新築または購入後5年目までを支給している持ち家に対する手当2,500円でございますが、平成24年度から3年間段階的に廃止をしていくものでございます。主な内容が以上でございます。

2ページは専決処分の写しでございます。

それでは、条文に従いましてご説明をいたします。4ページをお開き願います。筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

第1条、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

別表第1でございますけれども、これは行政職給料表、一般職の職員に適用される給料表の改正で、4ページから7ページまででございます。当組合職員一般職中堅中高齢者層の職員28名が今回対象となるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。別表第2でございます。これは消防職給料表でござい

ます。消防職員に適用される給料表の改正で、12ページまでございます。消防職職員134名が対象となります。

次に、12ページをご覧ください。中段にございます第2条、住居手当として、新築または購入後5年までの支給している持ち家に対する手当、月額2,500円について支給する規定を削除して、他の住居手当の内容はそのまま条文を整理させていただきました。

なお、附則で、平成24年度から3年間で廃止する経過措置を設けてございます。該当する職員は合わせて24名ございます。

次に、下段、第3条でございます。平成18年の給与の構造改革の際に設けられた経過措置、いわゆる現給保障に関する規定を改正するものでございます。平成18年3月31日現在の給与月額を100とした場合、現在99.59であるものを99.1に改め、減額は給料表の引き下げの改正に合わせて行うものでございます。該当する職員は中高年齢層が対象になりまして、一般職で5名、消防職で102名が対象となります。また、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める改正につきましては、育児休業法による短時間勤務職員等の現給保障の率の改正でございます。該当職員はございません。

次に、13ページをご覧ください。附則についての説明でございます。まず、第1項は本条例の施行期日です。平成23年12月1日施行分と、平成24年4月1日施行分の条例に分かれております。平成23年12月1日施行分は、第1条、給料表の改正、第3条、現給保障の改正及び附則第2項及び第3項、第9項までとなっております。平成24年4月1日施行分は、第2条、住宅手当及び附則第4項から第7項、第8項となっております。

次に、附則第2項及び次ページの第3項、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。第1条及び第3条の改正につきましては、給料月額が減額となる職員に12月支給期末手当の額から4月分の給料の0.35%に、4月から11月までに支給される給料と期末勤勉手当の合計9.9月を掛けた額を減額するものでございます。

次に、附則第4項は、平成24年4月1日において42歳未満の職員のうち、平成21年1月1日の昇給抑制のあった職員について号給を1号給回復するための規定でございます。該当する職員は一般職で9名、消防職で110名が対象になり、平成24年4月1日に実施をいたします。

次に、附則第5項から第7項につきましては、この1号給回復について、育児休業法に基づく短時間勤務職員等の取り扱いについて定めたものでございます。該当職員はございません。

次に、15ページ、附則第8項、これは持ち家に対する住居手当の廃止に伴う経過措置を定めております。現在月額2,500円の手当を平成24年度には2,000円に、平成25年度には1,500円とし、平成26年度からは廃止をするものでございます。

附則第9項につきましては、この条例の施行に関して必要な事項を組合規則に委任するための規定でございます。

最後に、構成3市における関係条例の改正の状況についてご説明を申し上げます。結城市が平成23

年11月25日、桜川市及び筑西市が11月30日に議会上程し、改正をいたしてございます。3市とも12月1日から施行されております。

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

12番、加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） 今報告を聞きまして、職員の人たちのかなりの部分が減額というような説明があったと思いますけれども、特に基本賃金の部門で減額というのは非常に勤労意欲とか、そういう点でもっと重要視されなくてはならないと思うのですが、この専決処分で報告事項でやられるものなのかどうか、その点について伺います。

それで、非常に中身がたくさん盛り込まれておりまして、給料表の状況を見ましても私たちには十分なことが分かりません。しかし、今のお話ですと、消防職134名、それから一般職で8名の方の減額とか手当ですが、住居手当で3年間の間に解消、廃止をしていくというようなことが盛り込まれましたけれども、こうしたことはこれまでもやり方としてはこのようであったのかどうか、その点について伺います。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の1回目の質疑に答弁願います。

中里事務局長。

○事務局長（中里 仁君） ご答弁を申し上げます。

専決処分ですべきなのかどうかというご質問でございますが、筑西広域市町村圏組合の職員の給与に関しましては筑西市にすべてを倣って定めてございます。先ほどもご説明を申し上げましたが、筑西市ではやはり11月30日に議会上程をして12月1日は施行しているということで、それに倣いまして専決処分をさせていただきました。

それから、このような形でやっているのかというのは、そういうことで対応していますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） 1点だけお尋ねします。そうしますと、例えば筑西市で決まったことは大体準拠するということになっているのですね。その点伺います。

○議長（堀江健一君） 中里事務局長。

○事務局長（中里 仁君） 答弁申し上げます。

そのとおりです。

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（堀江健一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第5、議案第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

中里事務局長。

〔事務局長 中里 仁君登壇〕

○事務局長（中里 仁君） 議案第1号についてご説明を申し上げます。

平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

平成23年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ917万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,346万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月16日提出、筑西広域市町村圏事務組合、管理者でございます。

今回の補正の理由をご説明を申し上げます。まず第1点、ただいまご説明を申し上げた報告第3号筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に係る職員給与の関係でございます。人事院勧告等に基づき、職員の給料月額等を減額するものでございます。

第2点は、市町村職員共済組合の基礎年金拠出金に係る公的負担金率について平成23年度分から改定されたことに伴い、職員関係経費のうち共済費を増額するものです。この根拠となるものは、国において国民年金法等の一部を改正する法律等が改正され、法律が成立したために、市町村職員共済組合においても共済費を増額するものでございます。

それでは、4、5ページをお開き下さい。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1、歳入でございます。款6繰越金、項1、目1繰越金917万7,000円を増額し、補正後3億2,489万3,000円とするものでございます。財源は前年度繰越金でございます。

内容の説明につきましては、歳出で申し上げます。6、7ページをお開き下さい。2の歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費56万5,000円を増額し、補正後1億6,077万9,000円とするものです。説明欄で、職員給与関係経費56万5,000円を増額、内訳として給料6万4,000円減額、職員手当等42万2,000円を減額、共済費105万1,000円を増額するものでございます。

次に、目3筑西遊湯館4万円を増額し、補正後1億3,099万2,000円とするものです。説明欄をご覧くださいますと、職員給与関係経費で4万円を増額いたしまして、内訳といたしましては給料5,000円減額、職員手当等1万8,000円の減額、共済費6万3,000円増額でございます。

次に、5目の財産管理費204万円を減額し、補正後7,605万8,000円とするものです。説明欄でございますが、あまびき解体事業、15工事請負費に不用額があることから204万円を減額し、後でご説明申し上げます公債費に同額を計上するものでございます。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費52万9,000円を増額し、補正後1億1,314万4,000円とするものです。説明欄で、職員給与関係経費52万9,000円を増額、内訳といたしまして給料6万2,000円の減額、職員手当等19万5,000円の減額、共済費78万6,000円の増額でございます。

款5消防費、項1、目1消防総務費800万円を増額いたしまして、補正後24億4,632万2,000円とするものです。説明欄でございますが、職員給与関係経費といたしまして800万円を増額、内訳ですが、給料596万1,000円を減額、職員手当等2,382万3,000円を増額。これにつきましては、消防職員4名が勸奨退職するために退職手当負担金を増額するものでございます。また、共済費986万2,000円を減額となっております。これは、昨年11月第2回定例会に補正予算で共済費の減額をするところでしたが、4名の勸奨退職者が予定されていたため減額を見送りました。今回その分も調整した上で減額となるものでございます。

款6労働費、項1労働諸費、目1職業訓練センター費4万3,000円を増額いたしまして、補正後2,128万とするものでございます。説明欄で、職員給与関係経費4万3,000円を増額、内訳でございますが、給料7,000円の減額、職員手当等6万1,000円の減額、共済費11万1,000円の増額でございます。

款7公債費、8、9ページをお願いいたします。項1、目1元金204万円を増額し、補正後12億884万円とするものです。説明欄で、地方債償還元金204万円の増額は、平成18年に福祉センターあまびきのアスベスト除去工事を実施いたしました。そのときに510万円の起債をいたしてございます。その起債償還が平成25年度までとなっております。償還回数あと2回、合計で204万円でございます。今回あまびきの工事請負費の不用額を繰上償還の財源に充てて完済とするものでございます。

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 平成23年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第6、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてまで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第2号及び議案第3号について、大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成24年2月16日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者、吉澤範夫でございます。

改正理由についてご説明いたします。再任用制度は、高齢化社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢の引き上げが行われることを踏まえ、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力、経験を有効に発揮できるようにするために定められた制度でございます。今回の条例の一部を改正する趣旨は、本組合消防職員の大量退職者をこれから迎えようとしており、このことに対処するため必要な人材の確保にあります。消防業務の特殊性から再任用制度を適用し、職員の持つ資格、技術、知識を活用するものであります。

消防司令長以上の階級である職員、いわゆる一般消防職員については、定年退職者に順次任期の期日等については筑西広域市町村圏事務組合の再任用に関する条例の附則で定められておりますが、消防司令以下の階級である職員、いわゆる特定消防職員の再任用の任期の期日に関する特例につきまし

ては同条の附則に条項が定められておらず、不備な状態となっております。以上のことから、消防司令以下の階級である職員、いわゆる特定消防職員につきましても、再任用により、雇用の機会が与えられるものとするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。附則の2の次に、3号として1号を加えるものでございます。追加する第3号は、特定消防職員の任期の期日に関する特例を定めたものでございます。再任用を行う場合、及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の期日は、年度ごとにその者の年齢の達する日を定め、その日以降における最初の3月31日以前でなければならないことを定めております。年度ごとの年齢要件は下表のとおりでございます。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上でございます。

引き続きまして、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成24年2月16日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者、吉澤範夫でございます。

改正理由についてご説明いたします。2ページをお開き願いたいと思います。今回の改正につきましては、第1条に8号、消防施設整備推進特別委員会委員、9号、筑西広域管内救急高度化推進委員会委員、10号、筑西広域管内救急高度化推進委員会専門部会委員の3号を加え、条例の一部の改正をお願いするものでございます。

消防施設整備推進特別委員会の設置の趣旨につきましては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降消防庁舎は防災拠点としての重要性が再認識されたわけでございます。しかし、当広域管内の10署所につきましては、筑西消防署、結城消防署を除く8署所が昭和56年以前に建設された関係から、耐震基準を満たしておりません。特に大和分署の庁舎につきましては、今回の東日本大震災で被害を受け、使用ができず、現在はプレハブの仮設庁舎にて業務を行っております。また、桜川消防署庁舎につきましても、業務の拡大とともに新たに北関東自動車道の対応等による人員増によって手狭状態となっている現況でもございます。さらに、建築後40年以上が経過した筑西市役所川島出張所の移転計画に伴う筑西消防署川島出張所の移転新築が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、これらの消防施設整備や消防組織再編について見識者や市民の方々の意見を取り入れた設計施設計画を構築するため、消防施設整備推進特別委員会を設置し、その委員に対して費用の弁償をするものでございます。

なお、委員の構成につきましては、学識経験者、市民の代表、行政関係者、消防関係者から成り、10名程度を考えておるところでございます。

また、筑西広域管内救急高度化推進委員会につきましては、広域管内の救急業務の高度化と救命率の向上を図るため、メディカルコントロール体制について協議、調整するために平成8年に設立され

ました。委員会の構成につきましては、筑西保健所、真壁医師会、結城市医師会、筑西管内輪番5病院並びに広域事務局、消防本部によって構成されております。さらに、この委員会には専門部会を置き、メディカルコントロールの円滑な実施を図るために、代表検証医師と統括救急医師及び指導救急救命士と救急担当責任者により運営されております。これらの委員に対して費用弁償をするものでございます。

下表の別表第3につきましては報酬日額について、別表第4につきましては日当、宿泊料についてでございます。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 次に、議案第4号について、中里事務局長。

〔事務局長 中里 仁君登壇〕

○事務局長（中里 仁君） 議案第4号についてご説明を申し上げます。

議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
標記について次のとおり提出する。

平成24年2月16日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者でございます。

まず、上程の理由を概略ご説明を申し上げます。この条例の制定につきましては、職員の地域手当に関することでございます。地域手当でございますけれども、国において平成18年4月1日から実施をされました給与構造改革の一環として、従来の調整手当にかえて創設された手当でございます。地方公務員についても国に準拠して適用をしているものでございます。

組合職員の地域手当の支給に関しましては、各年度、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例により支給をさせていただいております。平成24年度においても引き続き特例条例を制定して地域手当を支給しようとするものでございます。

この支給の根拠となるものは、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条、地域手当が規定されてございます。また、同条第2項には、手当の月額額は給料等の月額合計額に100分の3を乗じて得た額と規定されております。今回の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例ではその支給率を1.8%に改め、職員に支給するための制定でございます。

地域手当に関しましては、構成3市、筑西市が地域手当の対象地域となっております。3%を支給してございます。結城市、桜川市では支給対象地域となっていないことから、支給はされておられません。このことから、職員の支給に関しまして組合職員の勤務地を斟酌し、給与条例、支給率3%から1.8%に改めて支給をしようとするものでございます。

なお、職員のうち筑西市内に勤務する職員はおおむね6割でございます。

それでは、2ページをお開き下さい。第1条、趣旨でございます。平成24年4月1日から平成25年

3月31日までの間における組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の特例を定めるものでございます。

第2条は、地域手当の特例でございます。特例期間における職員の地域手当に関する適用は、組合給与条例で「100分の3」とあるものを「100分の1.8」とするものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日は平成24年4月1日から施行するものです。

第2項、条例の失効は、平成25年3月31日限りでその効力を失うこととなります。

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

12番、加茂幸恵君。

〔12番 加茂幸恵君登壇〕

○12番（加茂幸恵君） 今回の報告、それから条例ともに職員の給与あるいは手当の削減などが何か連続しているというように思いましたので、私も本来皆さんと同じように賛成でいきたいところですが、先ほどにも関連しますので、私第4号の職員の給与の特例に関する条例の制定について、地域手当についてお尋ねをします。

これ、先ほどの答弁ですと、給与は筑西市に準じるというように報告がされました。そして、今の報告でも、国に準拠して筑西市が実施をしているわけですが、構成団体の件からもこういう配慮がされたのだとは思いますが、24年度の予算書の36ページ、37ページを見ても、期末手当、勤勉手当、退職手当、初任給ともに国と同様になっておりました。そして、地域手当については国の基準は3%、しかし支給率は1.8%となっています。そこで1点お尋ねしますが、これは同様の3%にする場合の1.8%と3%の総額の違いはどのような額になるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君の1回目の質疑に答弁願います。

中里事務局長。

〔事務局長 中里 仁君登壇〕

○事務局長（中里 仁君） ご答弁を申し上げます。

まず、筑西市に準ずるといふような給与体系をとっているのということで、1.8%というのはというようなご質問もあったかと思いますが、やはり組合の給与条例、職員の給与条例に関しましては第11条で3%としてございました。ところが、この組合議会においてもその3%の組合の支給率に関しまして議論があったと聞いてございます。その経過を踏まえて1.8%ということになったものと考えてございます。

それから、この1.8%と1.2%の差についてどのぐらいの金額の差があるのかということですが、1.2%の削減、抑制をしますと、おおむね1,500万ほど抑制ができると試算をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） 済みません。合わせて1.8%でどのぐらいですか。

○議長（堀江健一君） 中里事務局長。

○事務局長（中里 仁君） 1.8%でおおよそ年間2,300万ほどでございます。

○議長（堀江健一君） 加茂幸恵君。

○12番（加茂幸恵君） そうしますと、合わせて3,800万、3%ですとね、そういうことになると思うのですが、地域手当も給与の一部だと思うのですね。そういう点から考えますと、先ほど答弁で言い切りました、筑西市に準拠ですということでしたので、できればこの点も含めて3%で同様にすべきだというように思うのですが、その点につきましてお願いします。

○議長（堀江健一君） 中里事務局長。

○事務局長（中里 仁君） これまでの議論を踏まえまして検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（堀江健一君） 次に、日程第7、議案第5号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会

計予算及び議案第6号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

中里事務局長。

〔事務局長 中里 仁君登壇〕

○事務局長（中里 仁君） それでは、ご説明を申し上げます。

予算書、表紙から5枚をめくっていただきたいと存じます。1ページになります。

議案第5号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

平成24年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億5,059万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月16日提出、管理者でございます。

それでは、前に戻りまして、表紙から3枚目をご覧ください。平成24年度総括表でございます。一般会計、特別会計の予算総括について、上段の表をもってご説明をいたします。

一般会計、本年度予算額61億5,059万1,000円、前年度予算額62億1,732万6,000円、比較6,673万5,000円の減、伸び率は1.1%の減でございます。

次に、筑西ふるさと市町村圏特別会計では、本年度予算額741万1,000円、前年度予算額917万5,000円、比較176万4,000円の減、伸び率19.2%の減でございます。一般会計及び特別会計の本年度予算額合計61億5,800万2,000円、前年度予算額62億2,650万1,000円、比較6,849万9,000円の減、伸び率1.1%の減でございます。

下表、下の表は分賦金の負担割合でございます。区分ごとに記載してございますので、後ほどご覧

をお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。起債の目的、消防施設整備事業、これは高規格救急自動車1台及びタンクポンプつき緊急救助工作車1台を購入するものです。限度額1億170万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入でございます。款1、項1分賦金、目1議会総務費分賦金、予算額3億3,698万3,000円、前年度より9,225万7,000円の減でございます。これは、あまびきの解体関係経費がなくなったことによるものでございます。

目2公園費分賦金、予算額3,212万2,000円、前年度より24万7,000円の減でございます。

目3衛生費分賦金、予算額23億4,472万1,000円、前年度より8,938万3,000円の増でございます。歳入財源である環境センターの繰越金が前年度から1億4,500万減になりまして、その分増となったものでございます。

目4消防費分賦金、予算額25億6,702万3,000円、前年度より5,711万9,000円の増でございます。消防総務費の職員給与関係経費のうち、退職手当特別負担金が増となりました。24年度定年退職予定者が23年度に比しまして9名増加をしてございます。合計12名となるものでございます。また、消防施設費として高規格救急自動車などの2車両を更新配備することも増となっているものでございます。

目5労働費分賦金、予算額639万6,000円、前年度より685万5,000円の減でございます。職業訓練センターの職員1名を減にしたことによるものでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、予算額8,311万9,000円、前年度より131万7,000円の増でございます。大部分が遊湯館の使用料でございます。

目2公園使用料、予算額165万5,000円、前年度より47万4,000円の減でございます。県西総合公園の管理につきましては、許可管理区域と指定管理区域に分けておりますが、今回許可管理区域内にある施設の使用料を計上をいたしておるものでございます。なお、指定管理区域内にある施設の使用料は、7の諸収入の雑入に計上をしてございます。

目3衛生使用料、予算額5,006万7,000円、前年度より93万4,000円の増でございます。きぬ聖苑斎場使用料2,102万5,000円となっております。

次に、項2手数料、目1衛生手数料、予算額2億8,399万6,000円、前年度より90万円の増でございます。事業系ごみ処分手数料2億5,800万円が主なものとなっております。

目2消防手数料、予算額298万3,000円、前年度より84万6,000円の減でございます。危険物の設置及び変更等の許可手数料、検査の手数料が大部分でございます。減額は検査手数料の引き下げによるものでございます。

10、11ページをお開き願います。款4県支出金、項2県委託金、目1県西総合公園委託金、予算額3,316万9,000円、前年度同額でございます。これは茨城県からの指定管理区域の管理に要する委託金でございます。

款6、目1、項1繰越金、予算額1億5,334万2,000円、前年度より1億6,175万9,000円の減でございます。

次に、款7諸収入、項2、目1雑入、本年度予算額1億5,247万3,000円、前年度より678万円の増でございます。施設関係の使用料、手数料が主なものとなっております。内容については、説明欄をご覧いただきたいと思っております。省略をさせていただきます。

続きまして、款8、項1組合債、目3消防債、予算額1億170万円、前年度より3,960万円の増でございます。高規格救急自動車などの2車両の起債でございます。内容についてご説明をいたします。まず、高規格救急自動車1台、予定額3,400万円、起債額3,060万円、タンクポンプつき緊急救助工作車1台、予定額7,900万円、起債額7,110万円、起債充当率は両車両とも90%でございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。3の歳出でございます。歳出中の各項目の職員の給与関係経費につきましては、大変申しわけございませんが、説明を省略をさせていただきます。

款1、項1、目1議会費です。予算額159万5,000円、前年度より1万8,000円の減でございます。議員報酬及び議会関係事務費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額1億5,332万3,000円、前年度より814万6,000円の減でございます。

16、17ページをお願いいたします。説明欄でございます。企画財政課事務費のうち18備品購入費135万円を計上させていただいております。これは公用車の、普通自動車ですが、老朽化に伴い、新たに軽自動車に買いかえるものでございます。

目3筑西遊湯館費、予算額1億3,013万9,000円、前年度より52万7,000円の減でございます。説明欄の中から主なものをご説明をいたします。筑西遊湯館管理運営費、13委託料の中の下から4行目でございます。施設運営とあります6,538万1,000円、これは遊湯館の受け付け業務、プール監視業務、トレーニングジムの指導、日常の清掃、点検などの管理を運営会社に委託するものでございます。

一番下になりますが、15の工事請負費224万3,000円は、遊湯館の防犯カメラの設置、それと空調用の送風機の修繕を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。一番上でございますが、18備品購入費98万8,000円、これはプールで使用する身障者用の車いす2台、それから無停電電源装置を整備するものでございます。

款3に移らせていただきます。土木費、項1公園費、目1県西総合公園費、予算額7,644万8,000円、前年度より464万9,000円の減でございます。説明欄、県西総合公園管理運営費のうち13委託料2,473万円は、公園の植栽の管理、除草、清掃、夜間の受け付け業務などを委託するものでございます。本年度委託内容の見直しを行いまして、経費の削減をいたしました。

続いて、20ページ、21ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目2病院群輪番制事業費、予算額2,793万8,000円、前年度と同額でございます。これは、輪番担当病院5病院でございます。結城病院、城西病院、筑西市民病院、協和中央病院、県西総合病院、輪番経費として夜間365日、

休日72日の稼働を予定しており、その予算を計上いたしました。

次に、項2清掃費、目2し尿処理施設費、予算額1億2,869万3,000円、前年度より474万5,000円の減でございます。説明欄をご覧ください。し尿関係処理費の中で11需用費、1の消耗品費2,873万1,000円でございますが、これは苛性ソーダや凝集剤など9種類の工業薬品を購入するものでございます。この光熱水費3,014万7,000円は、ほぼ全額が電気料でございます。

次ページになります。15の工事請負費4,099万8,000円でございますが、これはポンプ類や遠心分離器など14件の改修工事を予定しております。前年度は11件の改修工事を行いました。このし尿処理施設につきましては、平成6年に竣工し、17年稼働をしておりますので、定期的に維持補修に努めているところでございます。

次に、目3ごみ処理施設費、予算額15億1,337万6,000円、前年度より3,339万6,000円の減でございます。説明欄11、1の消耗品費1億2,973万1,000円は、主に、これも工業薬品を購入するものでございます。ごみ焼却から出る飛灰中の有害金属、それを処理するためのキレート剤、またダイオキシンの除去剤としての活性炭や消石灰など16種類の工業薬品を購入するものでございます。

13委託料8億4,003万円は、エレベーター保守点検、給排水処理施設の清掃、ボイラーの定期点検など18設備について、法令または定期点検の整備を行うものでございます。下から9行目でございます。ごみ処理施設運転管理2億5,711万5,000円は、焼却炉施設及び灰溶融炉施設などほぼ365日運転、稼働しておりますが、その業務を委託するものでございます。その下にありますリサイクルプラザ運転管理経費7,290万円は、粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトルの処理などに係るプラントのやはり運営委託費でございます。下から4行目をご覧くださいと、焼却灰処分など1億8,530万5,000円でございます。ごみ処理施設から出る灰の処分費用でございます。平成23年度は夏場の電力不足に対応するために灰溶融炉の運転を3カ月休止をいたしました。24年度におきましても同様の対応をする計画でいるところでございますので、その分スラグの生産が抑制され、かわりに焼却灰が多く出るようになります。24年度は焼却灰が約5,200トン、これを山形県米沢市及び北茨城市にある最終処分場において処分をいたします。また、溶融スラグ約2,000トンにつきましても、山形県米沢市の最終処分場において処分をすることとしてございます。一番下でございますが、埋め立て廃棄物撤去及び処分2億265万9,000円でございます。この埋め立て廃棄物は、環境センターの旧ごみ処理施設から出た可燃ごみ、不燃ごみ、焼却灰などを敷地内に埋め立てをしたものでございます。23年度末で5年事業に取り組んでおります。24年度におきましては、3,500立米の撤去到6,650万円、4,500トンの処分に1億3,600万円を予定しております。これらが24年度末の進捗率を推測しますと約42%となる見込みでございます。

24、25ページをお願いいたします。15工事請負費でございます。4億3,776万6,000円でございます。ごみ焼却施設及び灰溶融施設並びにリサイクルプラザの3施設に係る定期点検の改修、老朽化した箇所、老朽化した箇所の修繕工事でございます。4億2,202万1,000円及び焼却灰等の保管施設の建設を1,574万5,000円で平成24年度行う予定をしております。この3施設及び保管施設の内容について若干ご説明を申し上げ

げます。ごみ焼却施設では焼却炉 3 炉ございますが、定期的な改修及び 2 号炉の加熱器の改修工事など15の設備の改修工事を行うものがございます。灰溶融炉施設では、炉の改修工事など 2 つの工事を予定してございます。リサイクルプラザ施設では、高速破砕機改修など 5 つの工事を予定してございます。保管施設の工事につきましては、現在の焼却灰保管施設が埋め立て廃棄物の撤去工事を進めている土地の一角でございます。スラグなどのストックをしてございますが、平成25年度にこの施設の下の廃棄物を撤去することとしておりますので、代替施設として隣接に建設をするものがございます。

項 3 火葬場費でございます。目 1 きぬ聖苑費9,635万1,000円、前年度より205万9,000円の増でございます。説明欄をご覧くださいますと、きぬ聖苑管理運営費のうち13委託料、5 行目にございます火葬及び受け付け2,961万円が主なものとなっております。これまでは火葬業務と受け付け業務を別々の業者に委託をしておりましたが、今回同一業者に委託することにより、経費の節減を図ろうとするものがございます。

続きまして、消防費でございます。予算額25億8,545万5,000円、前年度より8,098万7,000円の増でございます。26、27ページをお願いいたします。目 1 消防総務費24億7,245万5,000円、前年度より3,698万7,000円の増でございます。説明欄をご覧くださいますと、上から 3 行目、3 の職員手当等 8 億8,740万1,000円の中に、先ほどらいからご説明申し上げます職員手当等退職負担金が含まれております。24年度退職者が23年度より 9 名増加となるために、その分3,606万7,000円の増額になるものがございます。

下から 7 行目の19負担金補助及び交付金のうちの和分署解体工事でございます。472万5,000円を計上いたしました。3月11日の震災により被災しました分署の解体工事費として、桜川市に負担するものがございます。和分署は昭和58年 4 月から桜川市から28年間借用し、使用してまいりました。

28、29ページをお開き下さい。目 2 消防施設費 1 億1,300万円でございます。23年度より4,400万増でございます。説明欄18備品購入費に同額を計上してございます。結城消防署に配備されている救助工作車 1 台及びタンク車 1 台がともに18年が経過し、老朽化しておりますので、今回タンクポンプ車と救助工作車が一体となったタンクポンプつき緊急救助工作車 1 台7,900万円で更新するものです。また、協和分署に配備されている高規格救急自動車やはり老朽化しておりますので、同様の車両 1 台 3,400万円で更新をするものがございます。

款 6 労働費、項 1 労働諸費、目 1 職業訓練センター費1,046万8,000円でございます。23年度より667万7,000円の減でございます。現在のセンターの運営につきましては、主に職業訓練法人筑西職業訓練協会が行ってございますので、組合は維持管理を行っている、そういう状況から職員 1 名を減といたしました。

款 7、項 1 公債費、目 1 元金12億1,338万7,000円、前年度より658万7,000円の増でございます。次ページをお願いいたします。償還対象施設は右のページの説明欄にございますので、後ほどご覧を願いたいと存じます。

なお、火葬場費の中にきぬ聖苑の建設費でございますが、これは24年度で完済となります。24年度末の未償還金元金につきましては、約58億2,000万円程度でございます。

目2利子9,176万4,000円、前年度より1,823万7,000円の減でございます。24年度末の未償還利子は約2億7,000万円でございます。

以上、議案第5号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計予算についてご説明を申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀江健一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 零時57分

○議長（堀江健一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中里事務局長。

〔事務局長 中里 仁君登壇〕

○事務局長（中里 仁君） 予算書の39ページをお願いいたします。議案第6号でございます。

平成24年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

平成24年度筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ741万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

平成24年2月16日提出、管理者でございます。

恐れ入ります。45、46ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入でございます。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金155万円、前年度より96万4,000円の減でございます。これは、筑西ふるさと市町村圏基金2億円を5年ものの国債2本において運用しておりました。うち1本が1億円が満期となりましたので、新たに国債と定期預金に分けて運用するために減となるものでございます。

款2繰入金、項1、目1基金繰入金310万5,000円、前年度より145万5,000円の減でございます。情報ネットワーク整備事業基金から繰り入れるものでございます。

47、48ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管

理費729万2,000円、前年度より162万2,000円の減でございます。説明欄の中ほどでございます。筑西広域イベント事業150万円は、第14回の「やっぺえ」を開催する経費でございます。

その下ですが、広域文化事業、13委託料186万1,000円は、広報紙6万5,500部を発行の経費でございます。157万2,000円などでございます。

18備品購入費310万5,000円は、事務用パソコン23台を更新するものでございます。

議案第6号、以上でございます。

2議案概要をご説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀江健一君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

8番、立川博敏君。

○8番（立川博敏君） 予算書の17ページ、一番下に工事請負費224万3,000円があるのですが、先ほどの説明で防犯カメラの設置というお話ありましたけれども、これは管内で例えば盗難事件が多発しているとか、そういった要因によるものなのか、あるいは単純にこれからの防犯を考えて設置するものなのか、その考え方、あとは設置台数、設置箇所等ある程度決まっていたら答弁をお願いします。

○議長（堀江健一君） 立川博敏君の1回目の質疑に答弁願います。

横田次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長。

○次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長（横田有司君） では、自席にて失礼いたします。立川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

防犯カメラの設置につきましては、昨年2月28日に何者かによる強盗が入りまして、窓ガラスが割られて、中の机3台、金品をねらったものだと思いますけれども、机3台が破損された事件がありました。それを受けまして、職員の通用口、それと裏の通用口、あとお風呂の出入り口、3台の赤外線カメラを検討しております。元来、今のビデオにつきましてはレコーダー機能がございませんので、レコーダー機能をつけました16インチのレコーダー機能つきを購入する予定でございます。

以上でございます。

○議長（堀江健一君） あとはございませんか。

13番、藤川寧子君。

○13番（藤川寧子君） 予算書の23ページの関連で誠に申しわけないのですが、きょう吉澤管理者のごあいさつの中で放射性セシウムの溶融スラグと焼却灰の数値が出されました。この灰は処分できたのでしょうか、まずお伺いします。

○議長（堀江健一君） 藤川寧子君の1回目の質疑に答弁願います。

赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 藤川議員さんのご質問にお答えします。

焼却灰は、基準値と申しておりますが、8,000ベクレル以下になっておりますし、山形県でもその半分の4,000ベクレル以下というような数値というものを処分の対象ということで処分はできておるような状況でございます。

○議長（堀江健一君） 藤川寧子君。

○13番（藤川寧子君） それはよかったというか、場所を移動しただけでちょっとあれなのですが、県内外に焼却灰とかスラグ処理されていますけれども、こういう場合に本当にどうなのかな。今まで済んでいたものを今どんどん減らされている。半分ぐらい減ったというお話ですけれども、これから先、受け入れ先は何年ぐらいもつものなののでしょうか。

○議長（堀江健一君） 赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 処分場の量でございますけれども、当分の間といいますか、事前協議というものをやっております、その事前協議の内容を見ますと、10年とか20年とかというスパンでまだ処分場は大丈夫だというふうに聞いております。

○議長（堀江健一君） 藤川寧子君。

○13番（藤川寧子君） ありがとうございます。

○議長（堀江健一君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第5号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成24年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江健一君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（堀江健一君） 次に、日程第8、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀江健一君） ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀江健一君） 以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成24年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変長時間にわたりましてご苦勞さまでございました。

閉 会 （午後 1時08分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年2月16日

議 長 堀 江 健 一 ⑩

署 名 議 員 小 島 信 一 ⑩

署 名 議 員 榎 戸 甲 子 夫 ⑩